

議案第 5 4 号

飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 2 3 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 2 条第 1 6 号」を「第 2 条第 1 8 号」に、「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に、「第 2 4 条」を「第 2 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第18号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第26条に定める部分の床面積</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第16号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第18号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条に定める部分の床面積</p>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百四十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令  
内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十三条」の下に「及び第二十五条第三項第一号」を加える。

第七条第二項第一号中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第九条中「の床面積」の下に「。次条第二項において同じ。」を、「公衆便所」の下に「次条第二項において「公衆便所」という。」を加える。

第十条中「基準」の下に「次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。  
第十八条第一項中「経路（以下この条）の下に」及び第二十五条第一項「を加える。」  
第三十条を第三十一条とし、第二十五条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げる。  
第二十四条の次に次の一条を加える。

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるもの」にあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるもの」にあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十九センチメートルとあるのは「九十七センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等  
二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物  
附則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

1 （都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）  
（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）  
2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
内閣総理大臣 菅 義偉

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

第九条第三項中「又は新設旅客施設等」の下に「若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法」を加える。

第九条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

第九条の二第二項に次の一号を加える。

六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

第十条第一項中「特定道路」の下に「又は旅客特定車両留施設」を、「新設特定道路」の下に「二」という。又は当該旅客特定車両留施設（第三項において「新設旅客特定車両留施設」を加え、同条第三項中「新設特定道路」の下に「及び新設旅客特定車両留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）」を加え、「維持しなければならない」を「維持するとともに、当該新設旅客特定車両留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない」に改め、同条第四項中「新設特定道路を除く。」を「新設特定道路等を除く。」について、「講ずる」を「講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両留施設を使用し、同条第六項中「新設特定道路」を「新設特定道路等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「道路管理者は」の下に「高齢者、障害者等に対し」を加え、「高齢者、障害者等に対し」を削り、「情報を」の下に「その管理する旅客特定車両留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。

10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

第十条第四項の次に次の一項を加える。

5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

第十三条に次の一項を加える。

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

第三十六条第二項中「第二十八条イ」を「第二十三条イ」に改める。

第三十六条の二第三項及び第四項中「第二十九条イ」を「第二十三条イ」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第一項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が第一条の規定の施行後最初に変更されるまでの間は、同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第二項の規定にかかわらず、同条第三号に掲げる事項を定めなければならないことができる。

2 この法律の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両留施設については、第二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両留施設を新設旅客特定車両留施設以外の旅客特定車両留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（身体障害者補助犬法の一部改正）

第五条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 高市 早苗  
 文部科学大臣 萩生田光一  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

